



『小国』平和主義のすすめ」に込めて

憲法研究者と市民のネットワーク(憲法ネット103)は発足二周年を記念して、この12月に『安倍改憲・壊憲総批判——憲法研究者は訴える』(八月書館)という本を出版した。この本の巻頭論文「自民党『改憲4項目』批判——第9条には『平和省』こそ相応しい」において、鈴木眞澄は、「改憲4項目」に対しては断固たる阻止運動を展開していくべきだが、阻止運動を後押しするためにも「非軍事の」=「丸腰の」積極的平和政策が必要であると述べていて、意を強くした。



この論文を一読して、千葉眞の『小国』平和主義のすすめ—今日の憲法政治と政治思想史的展望』(思想第1136号、2018年12月)という一年前の論文を直ちに思い出した。千葉眞はこの論文において、日本国憲法の「徹底した平和主義」は世界平和への日本の役割として「小国」平和主義を志向していると述べ、こう議論している。

仮想上はいくつかの道(選択肢)がある。一つは現在の安倍政権の道である。自衛軍あるいは国防軍を設置し、改憲を通じて現在の第9条第2項を削除するか骨抜きを計り、日本を通常の軍隊を有する「普通の国」として、抑止力としての軍事力拡大の路線を模索する道——「よく通られた道」——である。これと正面から対決するもう一つの選択肢は、「小国」平和主義の道——「人があまり通っていない道」——である。この2つの道を分かちつものは、第9条を改定して日米同盟の強化を求めていくのか(安倍政権)、国連との提携をさらに深めて日米同盟を相対化し、第9条の徹底した平和主義を活性化していくのか(活憲)である。

この論文は、「戦争の惨禍」への深刻な反省と悔恨をふたたび将来の日本への社会的想像力として喚起することで、非戦型の「小国」平和主義の選択を提唱している。これは、「人があまり通っていない道」であるが、「誰かが通るのを待っていた道」でもあり、日本の民衆と主権者には、世界平和への政

治的意志と地道な歩みとが求められているという言葉で結ばれている。

第一段階としての、自衛隊加憲論の阻止こそ、現在に生きる私たちの国民の、将来の世代の国民のための責務であることは言うを待たない(この点を指摘するものとして、山内敏弘「安倍9条加憲論のねらいと問題点——9条加憲は市民の生活・人権にどのような影響を及ぼすか——」獨協法学第108号、2019年4月)。しかし同時に、あなたたちは自衛隊と安保体制のない日本をいったいどのようなものとして具体的に考えているのかという市民からの問いかけにも、真摯に答えていく必要があると考える。

私たち日本の法律家は、今後、「小国」平和主義の道を具体化する作業を進めていくべきではないか。安倍9条加憲を超えて、憲法9条と平和的生存権に基づく平和構想、国家構想、地域秩序を積極的に提示し、多くの国民の支持を獲得していくという課題がある。すでに、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987年)や、渡辺治・福祉国家構想研究会編『日米安保と戦争法に代わる選択肢』(大月書店、2016年)などの先行研究があり、私たちの後続を待っている。



(元国際基督教大学教養学部教授 稲 正樹)

※編集後記

2019年が暮れようとしている。連綿と続く「あきらめてはいけない」項目が追加されて、新しい年を迎える。安倍政治の終焉を見届けなくては、新春のめでたさは半分もない。2020年に訣別すべきランクインに変化なし。賀状にも「あきらめない」と書きながら、自らを鼓舞し続けている。(林 敦子)